

2011年3月29日

内閣総理大臣 菅 直人 様

全日本民主医療機関連合会
会長 藤末 衛

東日本大震災の被災者への医療、介護・福祉サービスの提供に関する要望書

3月11日午後2時46分に発生した東日本大震災の犠牲者のご冥福をお祈りしますとともに、被災地と被災者のみなさま方に心からお見舞いを申し上げます。そして、一日も早い救援・復旧・復興を願い、全日本民主医療機関連合会（民医連）は、国や地方自治体、多くの医療・介護・福祉関係者と力を合わせ被災者救援に全力で奮闘する決意です。

わたしたち民医連は、大震災の直後から被災地での医療支援に取り組んでいます（3月28日現在の支援者数は、実数で医師233名、看護師374名をはじめ総勢1209名になります）。マスコミ報道では、3月28日現在18万人以上の方が避難所に逃れており、福島原発の爆発による避難民は数箇所の避難所の移動を余儀なくされています。

私たち民医連がこの間、多くの被災者への医療・介護・生活支援を行ってきた経験から、すべての被災者の医療、介護・福祉サービスを切れ目なく提供するために、国の責任で、速やかに次の対応を行うことを要望いたします。

記

1. 被災されている方の「自宅」「避難所」などの居場所に関わらず、医療、介護・福祉サービスを必用とされる方々の実態を国の責任で速やかに把握し、各自治体や医療機関、介護・福祉事業所、被災地の支援をすすめている様々な支援団体などと力を合わせて適切に対応されることを求めます。
2. 医療、介護・福祉サービスが必要な被災者を受け入れるための病院や施設の確保が急がれます。国の責任で、全国の病院の空きベッドや、介護・福祉施設の受け入れ可能な数を速やかに把握し、適切な対応を求めます。
3. 速やかに避難所の環境を改善し、福祉避難所の拡充やケア付き住宅を整備し、避難所で過ごすことが困難な高齢者の居場所を早急に確保することを求めます。
4. 介護保険制度の運用に関わり以下の点を要望します
①利用料、介護保険料は支払いを免除すること、その財源は介護保険財政ではなく、国の公費を充てること

- ②必要なサービスを利用・提供できるよう、介護報酬・基準、暫定プラン等について柔軟な制度運用を認めること、新規の利用について柔軟な対応を可能とすること
 - ③支給限度額を超えたサービス利用についても保険給付とすること
5. 被災地の訪問サービス事業、通所サービス事業を早期に再開できるよう、介護事業所へのガソリン支給をはじめとする条件整備をはかることを求めます。
 6. 被災住民の受け入れの拠点となっている介護保険施設等に対して、必要な介護用品や食料品を継続的に支給することを求めます。
 7. 被災者の医療機関での窓口負担について、「猶予又は免除」されるとの厚生労働省のお知らせが出されていますが、被災者や医療機関に充分周知されていません。政府広報なども活用し広く周知されるよう求めます。

以 上